

令和 5 年 9 月 28 日

請求人

(略)

備前市監査委員 小野田 隼也

備前市監査委員 土器 豊

備前市職員措置請求書について（通知）

令和 5 年 8 月 24 日付けで提出され、同年 8 月 25 日付けで受け付けた監査請求書（備前市職員措置請求書）については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

記

- 1 本件監査請求書において摘示されている監査請求対象行為は、「平成 30 年から令和 2 年にかけておこなわれた備前市新庁舎工事、42 億 1500 万円について談合疑惑が客観的にあったにもかかわらず、調査もなさず漫然支出した違法行為」とのことであるから、具体的には、「備前市新庁舎建設（建築主体）工事」及び「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び附属施設整備）工事」に係る 2 件の財務会計行為（支出行為）を対象としているものと解される。

住民監査請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 2 項本文により、「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない」とされているが、本件監査請求対象行為のうち、「備前市新庁舎建設（建築主体）工事」に係る最終支出日は令和 2 年 3 月 24 日、また、「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び附属施設整備）工事」に係る最終支出日は令和 2 年 12 月 11 日であるから、上記工事 2 件については、いずれも監査請求書の日付である令和 5 年 8 月 24 日時点では財務会計行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過している。

もっとも、法第 242 条第 2 項ただし書においては、「正当な理由があるときは、この限りでない」とされていることから、本件請求について、法第 242 条第 2 項ただし書にいう「正当な理由」が認められるかどうかについて検討する。

2 法第 242 条第 2 項ただし書の「正当な理由」の有無について、最高裁判所昭和 63 年 4 月 22 日判決・最高裁判所裁判集民事 154 号 57 頁は、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうか」によって判断すべき旨を判示している。

この点に関し、請求人は、「正当な理由」があるとする根拠として、「本件談合疑惑及び前市長の無策を知ったのは令和 5 年 7 月である」、「そもそも備前市新庁舎建設二期解体工事がいつ始まって、いつ終わったかもわからないし、支出の日時も判明しなかった」などと主張するので、これらの点を含め、本件において「正当な理由」があると認められるか、以下検討する。

まず、上記工事 2 件に係る財務会計行為（支出行為）に係る入札に関する談合情報については、備前市議会だより第 45 号（平成 30 年 8 月発行）において、「備前市新庁舎建設（建築主体）工事」の入札に関し、「談合情報も寄せられた入札経過の調査は十分だったかは疑問」とする記事や談合情報があった旨の一般質問の内容に関する記事が平成 30 年 6 月定例会の概要として掲載されており、また、備前市議会だより第 52 号（令和 2 年 5 月発行）において、令和 2 年 2 月定例会で「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事」の入札に関して談合情報があったことについて一般質問をした際の要約が掲載されていることから、「備前市新庁舎建設（建築主体）工事」の入札に関する談合情報があったことについては、遅くとも平成 30 年 9 月ごろまでに、また、「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事」の入札に関する談合情報があったことについては、遅くとも令和 2 年 6 月ごろまでに、市民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて知り得る状態にあったものと認められる。

また、「備前市新庁舎建設（建築主体）工事」の入札は平成 30 年 5 月 30 日、「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事」の入札は令和元年 12 月 4 日に実施され、工事名や工期、予定価格、落札価格等の各入札結果については、入札後 1 日程度後から翌年度末までの間、備前市ホームページの入札情報公開システムで公開されている。すなわち、「備前市新庁舎建設（建築主体）工事」に係る入札結果については、遅くとも平成 30 年 6 月 1 日頃から令和 2 年 3 月 31 日までの間、「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事」に係る入札結果については、遅くとも令和元年 12 月 6 日頃から令和 3 年 3 月 31 日までの間、備前市ホームページの入札情報公開システムで公開されていたものと認められ、これらの入札結果については、上記各公開時において、市民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて知り得る状態にあったものと認められる。なお、上記各入札結果を記載した行政文書については、ホームページ等に掲載中は手続き不要で、掲載終了後は備前市情報公開条例（平成 17 年条例第 13 号）第 5 条に基づく情報公開請求によって誰でも入手することが可能であった。

さらに、備前市議会において、「備前市新庁舎建設（建築主体）工事」の契約締結は、平成30年6月定例会に、議案第59号「備前市新庁舎建設（建築主体）工事の請負契約締結について」として上程され、平成30年6月27日に可決され、また、「備前市新庁舎建設（建築主体）工事」に係る支出については、議案第75号「令和元年度備前市一般会計歳入歳出決算の認定について」として、令和2年9月定例会に上程され、令和2年11月定例会（令和2年11月25日開会）において認定されている。「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事」の契約締結は、令和2年1月臨時会に、議案第1号「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事の請負契約締結について」として上程され、令和2年1月17日に可決され、また、「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事」に係る支出については、議案第86号「令和2年度備前市一般会計歳入歳出決算の認定について」として、令和3年8月定例会に上程され、令和3年11月定例会（令和3年11月30日開会）において認定されている。市議会の議事については、法第115条第1項及び備前市議会会議規則（平成26年議会規則第1号）第86条に基づき、公開されることとなっており、当該会議閉会后、概ね3箇月後までには備前市ホームページの備前市議会会議録検索システムにおいて会議録等が公開され、誰でも閲覧可能な状態となっていることから、「備前市新庁舎建設（建築主体）工事」の契約や支出に係る財務会計行為については遅くとも令和3年4月までに、「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事」の契約や支出に係る財務会計行為については遅くとも令和4年4月までに、市民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて知り得る状態にあったものと認められる。

よって、監査請求対象行為として摘示されている上記工事2件に係る財務会計行為について、「備前市新庁舎建設（建築主体）工事」については令和3年4月には、「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事」については令和4年4月には、市民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて本件監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたものと認められ、本件監査請求時において既に相当な期間を経過しているものと認められることから、本件監査請求について法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」があるものとは認められない。

- 3 なお、請求人は「正当理由は個別にみるものであり、個別に審査請求方法を具体的にできる専門家へのアクセスができたときを基準にすべきものである」とも主張するが、法第242条第2項が、原則として請求者側の事情に関わりなく行為時を起算点としつつ、例外的に「正当な理由」がある場合に限り請求期間経過後の監査請求を認めている趣旨を没却する解釈といわざるを得ず、また、上記最高裁判所昭和63年4月22日判決に反する独自の見解であって、採用することはできない。
- 4 以上により、本件請求については、財務会計行為のあった日又は終わった日から1年を経過

しており、かつ、法第 242 条第 2 項ただし書にいう「正当な理由」があるとは認められないことから、これを却下する。

以上